

# 大型構造物試験センター安全管理規程

昭和 55 年 6 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

## （ 目 的 ）

第 1 条 この規程は、大型構造物試験センター（以下「試験センター」という）の安全管理について必要な事項を定めるとともに、災害防止とその発生の予防を図ることを目的とする。

## （ 安全管理組織 ）

第 2 条 第 1 条の目的達成のため大型構造物試験センター長（以下「センター長」という）は、安全管理に関する業務を総括し、センター長の指名する実験安全管理者（以下「安全管理者」という）がその業務を行う。

2 設備等の使用者の長は、実験安全主任（以下「安全主任」という）を指名するものとする。安全主任は、安全管理の業務については安全管理者の指示に従うものとする。

## （ 準 拠 ）

第 3 条 使用者等の安全については、日本大学安全衛生管理規程，日本大学防火管理規程，大型構造物試験センター運営規程および大型構造物試験センター運営規程細則によるほかこの規程の定めるところによる。

## （ 安全管理業務 ）

第 4 条 試験センターには、30MN 大型構造物試験機およびテストフロア関係等に安全管理者をおき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 安全日誌の作成
- (2) 安全保護具，用具等の点検および整備
- (3) 作業条件，設備等の安全に関する調査
- (4) 危険個所の早期発見および処置
- (5) その他、安全に関する業務

## （ 使用者の心得 ）

第 5 条 使用者は、安全管理に必要な諸事項を守り、事故防止に努めるものとする。事故防止および発生については、大型構造物試験センター運営規程細則第 6 条によるものとし、試験センター側は使用者側から当該事項の実施に関する報告を受けるものとする。

## （ 使用者の災害予防措置 ）

第 6 条 使用者は、試験等の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険防止のために設けられた安全装置を許可なく取り外す、または、その機能を失わせないこと
- (2) 試験係以外の者は、許可なくして電気室，コントロール室，油圧源室など危険，注意および禁止の表示のある場所に立ち入らないこと
- (3) 通路，階段および出入口などに器具，供試体，その他の物品を放置し、通行を妨げないこと
- (4) 使用者の使用する器具類は、その都度点検のうえ、不良個所を発見したときは直ちに使用を停止し、これを安全管理者に報告すること

- (5) 試験センター内では、安全帽、作業衣および安全靴を着用すること
- (6) 天井走行クレーンの運転および玉掛作業は、所定の資格を持つ者が行うこと
- (7) フォークリフトの運転は、所定の資格を持つ者が行うこと
- (8) 喫煙は、指定された場所で行うこと
- (9) 火気を使用する場合は、防火関係安全管理者の許可を受けること
- (10) 整理・整頓を励行すること

( 見学者に対する措置 )

第7条 試験等の作業区域に必要な応じて危険区域を設定し、原則として関係者以外の立ち入りを禁止する。この措置を徹底させるため「関係者以外立入禁止」の立札をたてる。また、場合によってはトラロープ等による区域の設定または係員を配置する。試験等関係者も載荷時には安全主任の指示がなければ危険区域に立ち入らないこと。

なお、試験等実施中の見学は、事前に安全管理者および試験係の承認を得るものとし、センター内での行動は、安全主任の指示に従うものとする。

( 災害発生時の措置 )

第8条 使用者および試験係が傷害等災害の発生する危険を発見したときは、臨機の処置を講じて防止に努めるとともに、直ちにそのことを安全主任および安全管理者に通報するものとする。

2 災害を発見した者は、その作業の中止等の指示を行うとともに被災者の救出、二次災害の防止など適切な応急処置をとるものとする。

3 安全主任および安全管理者は、必要があれば救急車の派遣を求めるほか、医務室への応急処置を依頼するなど適切な処置をとるものとする。

4 火災の処置については、日本大学防火管理規程を準用する。

( 災害調査と対策 )

第9条 センター長は、災害調査に関する委員会等を通じて災害発生時の状況などの事実関係をできるだけ正しくつきとめ、その要因を調べるとともにそれを排除する対策をたてるものとする。

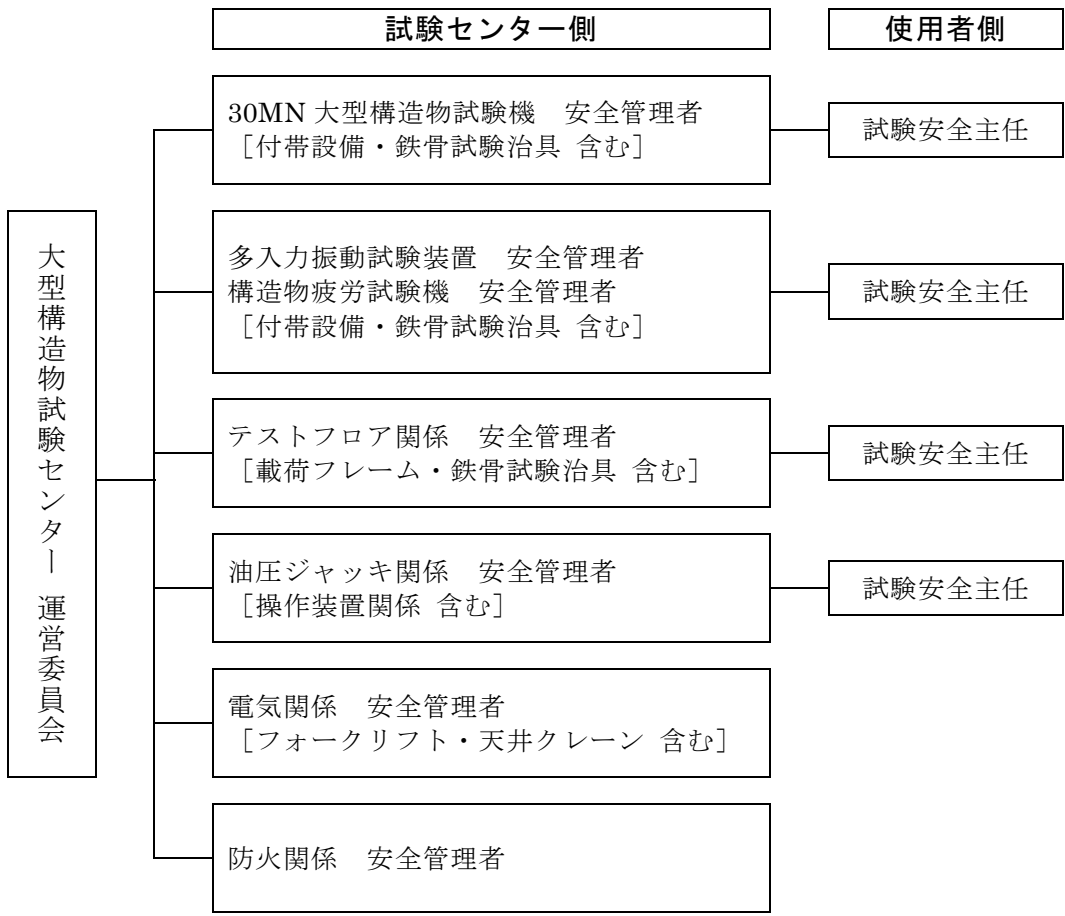
( 災害報告 )

第10条 センター長は、災害の原因、処置、対策、今後の問題点など記入のうえ、研究所長に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から、これを施行する。

# 大型構造物試験センター安全管理組織図



## 大型構造物試験センター安全管理規程 改定履歴

昭和 55 年 6 月 1 日制定

昭和 63 年 6 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定